

(別紙)

「商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律案（地域商店街活性化法）」及び支援策の概要

～ 地域商店街活性化プラン ～

1. 法案の目的

商店街ならではの「地域コミュニティの担い手」という機能を発揮することにより、商店街の活性化を図ることを目的に、商店街振興組合等による、地域住民に役立ち、地域の魅力を発信する取組みに対し、補助金、税制、人材育成など総合的な支援を行います。

2. 法案の概要

(1) 基本方針の策定

経済産業大臣が、商店街活性化事業の促進の意義や基本的な方向等を示した方針を策定します。

※商店街活性化事業……商店街への来訪者を増加させ中小小売商業・サービス業者の顧客増加や事業拡大を図るために、商店街振興組合や事業協同組合等が行う地域住民のニーズに応じた事業活動。

(2) 商店街活性化事業計画の認定及び支援

経済産業大臣が、都道府県及び市町村に意見を聴き、配慮した上で、商店街振興組合等が策定した商店街活性化事業計画を認定。認定事業に対し、以下の支援を行います。

- ① 認定事業に対する補助金（中小商業活力向上事業費補助金：42億円）の補助率を1/2から2/3に引き上げます。
- ② 認定事業を行う商店街等に土地を譲渡した者に対して、1500万円を上限に譲渡所得の特別控除を行います。
- ③ 小規模企業者等設備導入資金助成法の特例により、認定事業を行う小規模企業者（商業・サービス業：従業員数5人以下）に対し、設備資金貸付（無利子）の貸付割合の引上げ（1/2以内→2/3以内）を行います。

- ④ 中小企業信用保険法の特例により、保険限度額の拡大（2倍）、填補率の引上げ（70%→80%）、保険料率の引下げ（3%以内→2%以内）を行います。

(3) 商店街活性化支援事業計画の認定及び支援

一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動（NPO）法人で、議決権、財産評価額等の1/2以上を中小企業者が有しているものが作成した商店街活性化支援事業に関する計画を、経済産業大臣が認定。この認定を受けた一般社団法人等を中小企業者とみなして中小企業信用保険法を適用します。

(4) 市町村による無利子融資（(独)中小企業基盤整備機構の高度化融資）

市町村（特別区を含む。）が認定事業者等に対して認定事業の実施に必要な資金を無利子貸付けする場合に、(独)中小企業基盤整備機構がその貸付金の一部（8割まで）を分担できるようにします。

(5) 人材育成

商店街の人材育成を国の責務と規定し、全国商店街振興組合連合会、全国商工会連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会が共同して設立予定の「全国商店街支援センター」が行う人材育成、ノウハウ提供等の事業を支援します。

(6) 有用情報の収集・発信

事例集作成などを通じて商店街活性化に取り組む商店街にとって有用な情報を収集し、全国に発信します。また、「新・がんばる商店街77選」など全国各地で先進的な取り組みを行う商店街を顕彰、広報します。

(7) 関係省庁が連携した支援体制

商店街が各種商店街関連施策を利用する際の便宜を高めると同時に、支援の効果を高めるため、関係省庁の連携体制を整備します。

3. 「全国商店街支援センター」等による商店街支援について

全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、及びこれらの団体と全国商店街振興組合連合会、日本商工会議所が参加する「未来志向型中小商業振興協議会」に対して、(独)中小企業基盤整備機構が助成を行い、これら4団体が共同して設立する予定の「全国商店街支援センター」等を通じて商店街人材の育成、

ノウハウ提供、専門家派遣による徹底したハンズオン支援、商店街自立支援、地域卸売業機能強化、地域産品販路拡大などの事業を実施します。

(具体的な事業内容)

- 商店街の人材育成
- 商店街での起業支援
- 商店街の自立化（自主財源づくり）支援
- 商店街活性化ノウハウ等の提供
- 常駐商店街支援スタッフの派遣
- 商店街活性化に向けた地域での支援・協働体制づくりの支援
- 商店街活性化モデル事例の顕彰・広報
- 商店街の広域連携、商店街と産地との交流
- 地域卸売業との連携、ボランティア・チェーンの活用
- 地域卸売業の機能向上支援
- 卸商業団地再整備に関する調査研究
- 農商工連携や地域資源を活用した販路開拓
- 商店街のアンテナショップ等を活用した展示会・販売会
- 消費者と流通事業者とのマッチング